

# 伴走支援型特別保証制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の皆さまの資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が継続的な伴走支援を実施することにより、経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的として創設された制度です。

ご利用いただける方	次の（１）から（３）のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者の方  （１）セーフティネット４号 （２）セーフティネット５号 （売上高等減少率が15%以上のものに限る） （３）危機関連保証
対象業種	全業種（保証対象業種）
保証限度額	4,000万円
保証期間	一括返済：1年以内 分割返済：10年以内（据置5年以内）
対象資金	経営の安定に必要な資金 （運転資金・設備資金・借換資金）
責任共有制度	セーフティネット４号／危機関連：責任共有制度対象外 セーフティネット５号：責任共有制度対象
保証料率	0.85%（経営者保証免除の場合は1.05%）
保証料補助	0.65%（経営者保証免除の場合は0.85%）相当額（※） ⇒ <u>事業者負担は実質0.2%相当額</u>
必要書類	経営行動計画書 認定書 経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応時のみ）

※借入期間中に返済方法の変更を行った場合に発生する信用保証料については、保証料補助の対象外となります。